

## 院内感染対策講習会の事務手続に係る留意事項

### 【対象施設に対する周知について】

- 本講習会の目的を3つに分けていること。 その整理は以下のとおり。
  - ① 地域において指導的立場を担うことが期待される病院等の従事者を対象とした院内感染対策に関する講習会を実施すること  
(以下「講習会①」とする。)
    - <対象者>  
地域において指導的立場を担うことが期待される病院等に勤務する医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師であって、院内感染対策について指導的立場を担う者として施設長の推薦する者
  - ② ①の受講対象となる医療機関と連携し、各医療機関の院内感染対策の推進を図ることを目的とした講習会を実施すること  
(以下「講習会②」とする。)
    - <対象者>  
地域の医療連携体制が求められる病院、診療所（有床、無床）、助産所等の医療提供施設に勤務する医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師であって、施設長の推薦する者
  - ③ 高度な医療を提供する特定機能病院の院内感染対策の推進及び近隣医療機関等への指導助言体制の充実を図ることを目的とした講習会を実施すること  
(以下「講習会③」とする。)
    - <対象者>  
特定機能病院において院内感染対策を実施する者であって、施設長の推薦する者
- 本講習会の受講者の募集に際し、都道府県内の全ての対象施設に対して周知を図ること。（各都道府県から管内施設への周知の段階で、特定の施設を対象を限定することのないようにすること。）
- 特に昨年度までに受講実績のない施設や小規模な施設に対して、積極的な参加が促されるよう周知を図ること。

- 厚生労働省所管の国立ハンセン病療養所の職員については、当省の担当課を通じて別途申請を受けることとしており、各都道府県の推薦枠による推薦は必要ないことについて留意すること。
- 独立行政法人国立病院機構に属する病院（旧国立病院・療養所）及び独立行政法人国立高度専門医療研究センター（旧国立高度専門医療センター）の職員については、各都道府県の推薦枠による推薦を受けることとなっているので、周知の漏れ等が無いように留意すること。

#### 【対象施設における選考について】

- 講習会①、②及び③の対象となる各施設の長は、医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師の中から推薦者（以下「施設推薦者」という。）を決定し、所定の受講申込書（「院内感染対策講習会実施要領」別紙（1））により各都道府県に申請すること。（職種別に様式が異なるため留意すること。）  
但し、講習会①については、次に掲げる要件のいずれかに該当する医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師であること。
  - ・施設内感染について指導的立場を担う者（または予定の者）
  - ・院内感染対策委員会やインфекション・コントロール・チーム等の感染制御に関する施設内組織に所属する者（または予定の者）
- 受講申込書の記入にあたっては、必ず受講者本人が記入すること。また、受講申込書を基に受講証書を発行するので、誤字・脱字のないようにすること。（原則として、受講申込書の記載ミスによる受講証書の再発行はしない。）  
また、受講申込書の様式の一番下の欄については、対象として該当する講習会にしるし（講習会①及び②の両方とも対象として該当する場合は、受講希望順位）を付して提出すること。

#### 【各都道府県における選考について】

- 各都道府県においては、講習会①、②及び③に関する施設推薦者に各々優先順位を付して取りまとめ、都道府県推薦者として決定すること。
- 都道府県推薦者の決定にあたっては、以下に掲げる事項や各都道府県の実情等を十分に考慮すること。
  - ・昨年度までに受講実績のない施設の職員が受講可能となるよう、都道府県推薦者の取りまとめに際して十分配慮する。

- ・都道府県推薦枠（別紙1：過去の受講決定者数、各都道府県の病院病床数等を考慮し、講習会①、②及び③ごとに各都道府県別に設定したもの）の範囲内で都道府県推薦者を決定する。なお、一人の者が講習会①及び②の両方とも推薦されることが無いように決定すること。（講習会①と②は講習目的、対象者を異にするが、講習内容に類似する部分があることが想定されるため）
- ・特定の施設に推薦者が集中しないよう、都道府県において必要な調整を行う。  
（例）より多くの施設の職員が受講可能となるよう、同一施設からの推薦は原則として（職種を問わず）1名（病院については、講習会①と②それぞれ1名ずつとしても良い）とし、受講希望者が少ない等の理由により推薦枠に余裕がある場合には、同一施設から複数の職員を推薦することも差し支えないこととする 等
- 医師、看護師、薬剤師又は臨床検査技師の資格を有する者であれば、都道府県本庁・保健所等の職員についても都道府県推薦者として差し支えないこと。  
この場合、事業の趣旨に鑑み、本来の受講対象者である管内医療機関等施設の職員の参加が不当に妨げられないよう十分に配慮すること。

#### 【厚生労働省への申請について】

- 各都道府県においては、決定した都道府県推薦者について、所定の都道府県推薦者一覧（講習会①は別紙2-1、講習会②は別紙2-2、講習会③は別紙2-3）により厚生労働省に申請すること。
- 都道府県推薦者一覧の作成にあたっては、以下に掲げる事項に特に留意すること。
  - ・都道府県推薦枠を超える推薦は認めない。
  - ・都道府県推薦者一覧は、厚生労働省における受講者決定の事務処理等に使用するほか、講習会場での出欠確認や受講証書の作成等にも使用するので、受講申込書の記載内容と一致するよう十分確認すること。
  - ・講習会①、②及び③で分けて推薦すること。
- 上記により作成した講習会①、②及び③の都道府県推薦者一覧に従い受講申込書を取りまとめ（医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師別とし、一覧表に記載された推薦者の順番と受講申込書の順番を必ず一致）のうえ、それぞれ2部提出すること
- 今後の参考とするため、施設推薦者数についても（別紙3）により併せて報告すること。

## 【受講者決定及び受講について】

- 原則として都道府県推薦のとおり受講者を決定する予定であり、各都道府県に対する受講者決定通知は本年10月初旬を目途に予定していること。
- 各都道府県には受講者決定通知の際に、講習会①、②及び③の講習内容と会場の地図をそれぞれ送付するので、受講決定者のみに配布すること。  
(講習時間は会場により異なるが、概ね9時から18時頃まで)
- 都道府県は、施設推薦者の所属する全ての施設の管理者に対し、受講の可否について通知すること。この際、受講者決定に漏れた施設推薦者の所属する施設の管理者に対しても、その旨確実に通知すること。
- 受講者決定後の受講者の変更の取り扱いについては、以下に掲げる事項に特に留意すること。
  - ・受講者決定後における受講者の変更は、原則として認めないこと。
  - ・止むを得ない事由により、受講決定者より辞退する旨の連絡が事前にあった場合、その旨を速やかに各都道府県から厚生労働省医政局指導課へ連絡すること。この際、厚生労働省より補充推薦者の選出が認められた場合には、補充推薦者へ受講決定通知書を送付すること。
- 代理受講については一切認めないので、その旨受講決定者に対し周知すること。（例年、代理人が直接会場を訪れて受講を希望するケースがあり、会場でのトラブルになっているとの報告がある。）
- 講習会当日は受講決定通知書（写し可）を必ず持参するよう、その旨受講決定者に対し周知すること。（持参しない者の受講は一切認めない。）
- 全講習時間の4分の3以上出席しない場合には受講証書は発行されないので、その旨受講決定者に対し周知すること。